

一関市復興推進計画

平成 29 年 6 月 12 日
岩 手 県 一 関 市

1. 計画の区域

一関市全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心として広範囲に甚大な被害をもたらし、岩手県内においても沿岸部を中心に多数の企業が被災し、事業活動の見直しや休業止に追い込まれる状況となり、多くの人々の雇用が失われた。本市でも最大震度 6 弱を 2 度も観測し、住家被害は全壊 57 棟、半壊 731 棟、一部損壊 3,365 棟、上下水道施設被害は 445 箇所、道路被害は 1,573 箇所など、住宅、ライフライン、道路や各種施設等の社会基盤は甚大な被害を受け、本市全体の被害額は約 258 億円にものぼり、復旧に取り組んできたところである。また、福島第一原子力発電所事故の影響により、健康不安等への対策を講じている。

本市では「一関市総合計画前期基本計画」において、東日本大震災からの復旧復興を重点プロジェクトに位置付けており、地域経済の再生と被災者への生活再建支援・災害に強いまちづくりを進め、また、沿岸津波被災地への後方支援や連携強化により、内陸部と沿岸部が一体となった生活圈・経済圏としての振興を目指している。

そこで、事業を新規に立ち上げる企業の設備投資等を支援することで、本市のみならず、沿岸部も含めた地域の雇用機会の拡充及び地域経済の活性化を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

ガス化バイオマス発電事業施設を新規に立ち上げる企業の設備投資等を支援することで、本市のみならず、沿岸部も含めた地域の雇用機会の拡充及び地域経済の活性化を図る。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推

進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地する株式会社エコバイオいちのせき（以下、「対象事業者」という。）が、市内川崎町門崎地区において、ガス化バイオマス発電事業施設を整備するために必要な資金について、その一部を株式会社オヤマを通じながら貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における電気業は、本市の電気・ガス・熱供給・水道業における従業員数で第1位の業種となる。また、対象事業者で新規に雇用する従業員数は本市の電気業において約13.9%を占める中核的な事業である。

対象事業者は、鶏糞や食品残渣を活用したガス化バイオマス発電事業に取り組む。対象事業者は事業完了後の新規雇用者11名（うち沿岸部より3名）を予定しているが、再生可能エネルギーの中でもバイオマスは、エネルギー源の調達から設備の運用・管理まで多くの人の関与が必要となるもので本市のみならず沿岸部での雇用増加につながるものであり、また、小規模農場における家畜の糞尿処理経費の削減等も見込まれ、本事業に関連した各分野において経済的効果が期待されるものである。

また、本市では平成27年度に「一関市資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン」を策定し、地域資源由来のエネルギー創出・活用とそれによる地域のにぎわいづくり、エネルギー自給率の向上を掲げており、平成28年10月には岩手県初となるバイオマス産業都市として国に選定され、一関市バイオマス産業都市構想により市内の畜産および木質バイオマスの活用による、資源・エネルギー循環型のまちづくりに取り組んでいる。本事業は地域経済の活性化のみならず、本市の資源・エネルギー循環型のまちづくり方針に合致し、その推進に寄与するものである。

このように、対象事業者が当該施設を新設する事業は、計画の目標にある「本市のみならず、沿岸部も含めた地域の雇用機会の拡充及び地域経済の活性化を図る」ために必要かつ有効な事業であるとともに、当該計画の

目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第 2 条に規定する該当事業

施行規則第 2 条第 6 号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

(株)三菱東京UFJ銀行、(株)岩手銀行、(株)北日本銀行、一関信用金庫、農林中央金庫

⑤ 特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第 44 条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者は本事業により新規雇用者 11 名（うち沿岸部より 3 名）を予定しており、本市の電気業従事者の 13.9%を占める人数を雇用することとなる。地域及び沿岸部からの直接的雇用者の増により、地域経済が活性化されるものである。

また、再生可能エネルギーの中でもバイオマスは、エネルギー源の調達から設備の運用・管理まで多くの人の関与が必要となるもので、直接雇用以外の雇用創出効果が期待でき、また、小規模農場における家畜の糞尿処理経費の削減等も見込まれ、当該事業に関連した各分野において経済的効果が期待されるものである。本事業によるガス化バイオマス発電所の整備により、市内はもとより沿岸部における雇用維持及び新規雇用が創出されることとなる。

このことから、当該計画の実施は本市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第 4 条 3 項に基づき、岩手県の意見を聴取した。

また、本市、岩手県、一関商工会議所、(株)三菱東京UFJ銀行、(株)岩手

銀行、㈱北日本銀行、一関信用金庫、農林中央金庫、対象事業者及びその親会社である㈱オヤマを構成員とする一関市復興推進協議会(地域協議会)において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。